

# 旧制大学における女子入学に関する一研究

—入学資格の分析を中心として—

高 橋 次 義

## はじめに

- I 旧制大学の入学資格と女子
- II 女子入学資格の形式
- III 文部省による基準判定  
おわりに

## はじめに

わが国戦前の女子の大学教育は法的整備がなされず、いわゆる「傍系入学」という極めて限定された範囲で実施されていたに過ぎなかつた。女子の大学入学は大正二年の東北帝国大学理科大学を嚆矢とし、

大正後期以降徐々にその入学を認める大学が増え、昭和十七年の時点まで十四大学が学部学生として女子の入学を学則で認め、さらに数校で聴講生などの生徒として学ぶことを許していた。これらの大学を実施年度別及び学部学生・生徒別に一覧したのが第一表である。また同六年の大学の女子在籍者数は、学部学生八十七名、生徒百八名、大学院学生等八名、合計二百三名であり、全体の約四万八千名に対する割

合は〇・四二%であつた。<sup>(1)</sup> 大学への女子入学はその大学教育実現のための便宜的方法として実施されていたものの、昭和前期にこのような制度的・量的な実態を示していたことは戦後の女子の大学教育制度確立を戦前との連続面から捉えようとする場合、重要な研究課題になる。

これまで女子の大学入学に関しては、個別大学の「学校沿革史」で取り上げられている他、事例的研究や「男女共学論」の視点からの研究が若干行われてきた。しかしながら個別大学における入学許可の理念・経緯、入学資格・入学順位・選抜方法などの制度、受け入れ学部、女子学生の実態等を比較検討し、国の政策や民間の要望なども含めて総合的に捉えようとする研究はほとんどみられなかつた。

本稿はこのような総合的研究を念頭に置きながらも、各大学の定めた入学資格について詳細に比較検討しようとするものである。一般に入学資格規定は入学者の資格条件を定めかつその許容範囲を示すものであることから、女子資格規定の分析は戦前の女子大学教育への許容度あるいはその制限の緩和をみる重要な要素といえる。このように入学資格の検討は女子入学の制度的考察の中心課題として位置付けるこ

〈第一表〉 女子入学許可大学一覧一戦前

(未定稿)

	学 部 学 生	生 徒(聴講生・選科生・専攻生等)
大 2	東北帝国大学〔理科学院〕	
3		
4		
5		
6		
7		北海道帝国大学(選)
8		
9		京都帝国大学(選) 東京帝国大学(聴)
10		早稲田大学(聴) 日本大学(選) 同志社 大学(専・聴)
11		龍谷大学(選)
12	東北帝国大学〔法文・理学部〕同志社 大学※①	
13		新潟医科大学(専) 立正大学(選・聴)
14	九州帝国大学〔法文・農学部〕	
15		
昭 2		
3	龍谷大学	
4	東京・広島文理科大学	大阪医科大学(専)
5	北海道帝国大学〔理学部〕	千葉医科大学(専)
6	明治大学※② ※③	
7		法政大学(聴)
8	東洋大学※④	
9	法政大学※⑤	
10	大阪帝国大学〔理学部〕	名古屋医科大学(専)
11		長崎医科大学(専)
12		
13	関西学院大学※⑥	慶應義塾大学(聴)
14	早稲田大学	
15		金沢医科大学(専)
16		
17	名古屋帝国大学〔理学部〕	
18		
19		
20		

※①規定制定認可は大正11年3月 ※②入学は昭和7年度から ※③東京工業大学に委託学生として1名入学 ※④「専門学校令」下の東洋大学は、大正5年から入学を許可 ※⑤法文学部文芸・文政学科に限定 ※⑥入学者は昭和18年度から  
 《各大学「学校沿革史」・「文部省年報」等から作成》

とができる。

考察の実際として、はじめに旧制大学の入学制度における女子の位置付けを検討することとし、とくに私立専門学校卒業者が傍系的に学部入学できることとなつた法的措置を分析し、それが女子入学の法的基盤にもなつた点を述べる。次に各大学の女子入学資格の形式について類型化を試みたい。入学資格の形式・内容は帝国大学と私立大学とで明確に区分され、また私立大学の中でも時代と共に形式は変遷し、資格枠が拡大する方向に進んでいた。最後に、これらの資格規定がどのような文部省の基準判定により形作られたかを分析する。各大学の資格規定は単なる「届出」によって定められたのではなく、基準判定行為を含む文部省の「認可」を経て制定されたものであった。「国立公文書館」などの所蔵文書の分析により、審査・修正指示など文部当局の基準判定行為の詳細が明らかになり、そして女子の大学教育に対する文部省の政策を窺うことができる。これらの検討を通して、法制の整備されていなかつた戦前における女子大学教育の制度的確立の方針性の一端を明らかにしたい。なお、聽講生等の生徒や大学院学生に関する資格規定・実施年度は不明確な点多いため稿を改めて検討することとし、本稿では学部学生の入学資格に限つて考察する。

## I 旧制大学の入学資格と女子

わが国戦前の大学の学部入学資格に関する規定は、大正七年の大学令及び大学規程などの諸法令で確立された。大学令第九条は入学資格

者を、(一)当該大学予科修了者、(二)高等学校高等科卒業者、(三)文部大臣の定めにより高等学校高等科と同等以上の学力があると認められた者と規定した。さらに大学規程第四条で、学部入学資格者のうち(三)については各大学が文部大臣の認可を受けて定めるものとした。また同規程第七条で、大学は文部大臣の認可を受けて資格者の入学順位を定めることができるとした。このような規定に基づいて、一般に帝国大学・官立大学では高等学校高等科卒業者を、私立大学など予科を持つ大学では附属の予科修了者をそれぞれ第一次入学資格者として優先的に入学させ、学生定員に満たない場合に限つてその他の資格者に第二次入学(傍系入学)を認めていた。大学令第九条の(一)と(二)は男子に限りられており、女子が学部に入学できるのは個別大学が(三)に女子も含めることとし、それが文部省から認可された場合であつた。<sup>(3)</sup>

大学教育と女子の問題についてみると、戦前の女子高等教育政策は基本的には臨時教育会議答申第六号(大正七年)に示された方向で進められた。同答申は女子高等教育について、その専門学術教育は未だなお試験の時期であり、「女子ノ為ニ特種ノ大学制度」を設けることは時機尚早であるとの基本的姿勢を示した。また、女子の大学教育の特別な措置として、専門の学術を修めようとする者には東北帝国大学で実施したように個別の大学がその入学を認めても良いとした。この場合の入学条件は大学が高等学校卒業者と同等以上と認めた場合であり、特に新たな法改正を伴わない傍系的・限定的な大学入学を認めることを答申したのであつた。<sup>(4)</sup>これはその後の各大学の女子入学許可の

基いともなつた点で注目される。

大学令制定後間もない時期の文部省の対応を簡単に示しておく。女子入学の問題が具体的になつたのは、大正八年の慶應義塾大学と早稲田大学の大学昇格計画においてであり、その計画は慶應義塾が予科から、そして早稲田が学部からの女子入学を実施しようとしたと推察される。<sup>(5)</sup>これに對して中橋徳五郎文部大臣は、「女子ニ兩大学モ共慮を要し女子を収容しないものの、学部段階では「女子ニ兩大学モ共ニ入学ヲ許スト云フコトニナッテ居リマス」と貴族院で答弁している。

大正十二年十月一日次官伺定

#### 発専二六二号

私立大学学部入学資格ニ関スル件伺

明のつくことでもあつた。しかし私立専門学校の場合、大正十三年までは男子卒業者も傍系入学者として大学学部に入学できる法的基盤はなかつた。したがつて女子専門学校卒業者が入学できるためには、男子を含めた私立専門学校卒業者が(3)の資格者として文部省から認定されることが必要であつた。この点は女子の入学資格を検討する上で重要なため、詳細に考察したい。次の資料は、私立大学の入学資格に関するため、大正十二年に出来られた「次官伺定」である。

しかし両校の大学設立認可時(同九年一月)にこの計画は実施されなかつた。計画の中止は文部省の要請によるものと伝えられたが、<sup>(7)</sup>中橋文相はその後も「今日ノ学令ニ於テハ男子ト女子トノ区別ヲ付ケテアリマセヌ」と述べるなど、実際と議会答弁とは食い違つた。その後大正十一年の九州帝国大学総長からの大学令における女子の取り扱いの問い合わせに対し、当局は専門学務局長名での入学を認めている旨の回答を示していた。<sup>(8)</sup>このような文部省の見解は、同十二年に東北帝国大学と同志社大学の女子入学が認められたことによつて初めて実際のものとなつた。そして歴史的経過からすると、この年以降文部省の政策として踏襲されていくこととなつた。

既にみたように女子は(3)の傍系入学資格に該当するものであつたが、具体的には女子高等師範学校及び女子専門学校の卒業者であつた。男子高等師範学校の場合は既に東北帝国大学などで入学資格の指定を受けており、同格の女子高等師範学校に資格を認めるることは合理的説

私立大学学部ノ入学資格ニ関シテハ從来官公私立ノ大学予科並ニ高等学校修了者ノ外官公立専門学校卒業者(但シ實際ニハ無シ)ニ限リタル処私立大学當局者ヨリ慶々之ヲ私立専門学校卒業者ニ及ホサンコトヲ請願シ來レリ惟フニ從来官公立専門学校卒業者ノ学部入学資格ヲ認メ私立学校卒業者ニ之ヲ許ササリシハ前者カ外国语其他相当ノ高等教育ヲ授クルニ反シ後者ハ全然外国语ヲ課セサルモノアル等学部ノ予備教育トシテ適切ナラサルモノアリシニ由ル然レトモ近時私立専門学校ノ授業モ漸次改善シ來リタルニ依リ其ノ内容ノ整備セルモノ(学校指定標準ハ別記ノ通リトス)ハ之ニ学部入学ノ資格ヲ認可セントス

猶私立専門学校卒業生ノ学部入学ヲ許容スル以上同時ニ高等試験予備試験免除ノ特典ヲ与フルコト至当ナリ此ノ点ニ付テハ別案大正七年文部省令第三号改正案中ニ於テ同時ニ改正スルコトト致度  
学校指定標準

#### 一、修業年限ハ三年以上ナルコト

二、相当時間高等普通教育ニ関スル学科目ヲ教授スルコト殊ニ外国語ハ各

学年ヲ合計シテ一週九時ヲ下ルヲ得サルコト<sup>(10)</sup>

(傍線は引用者ニ以下同じ)

いての新たな指定標準が次のように示された。  
大正十三年六月二十八日次官同定

大正七年文部省令第三号第二条第四号ニ依ル  
指定並立大学学部入学ニ関スル件同

義ニ相当時間高等普通教育ニ関スル学科目ヲ教授スル私立専門学校卒業者ニ  
対シ大正七年文部省令第三号第二条第四号ニ依ル高等試験予備試験免除並立  
大学学部入学資格ヲ認ムルヤウ同定メ有之タルトコロ左記標準ニ依リ夫々  
指定並認可相成可然哉

記

一、 外國語ハ必スニヶ年以上之ヲ履修スルヲ要シ且時間数ハ合計九時間ヲ  
下ラサルコト

二、 其ノ他ハ次ノ学科目中其ノ何レカヲ選フモノトシ且時間数ハ合計六時  
間ヲ下ラサルコト

修身又ハ倫理、国語、漢文、歴史、地理、哲学概説、心

理、論理、法制、経済、自然科学、数学、物理、化学、

植物、動物、鉱物、地質

三、 前各号ハ今回ノ指定標準トシ将来ノ指定標準ハ外國語ハ三年ヲ通シ教  
授時數九時間以上其ノ他ハ前第二号ノ学科目中三科目以上ヲ履修シ教  
授時數合計六時間ヲ下ラサルコト

備 考

一、 前掲ノ学科目ハスヘテ高等学校高等科ノ学科目課程ニ拠レリ

二、 法制ハ法学通論トシ経済通論又ハ経済原論トス<sup>(12)</sup>

この同定の指定標準が前回のものと異なる点は、外國語の履修年限を  
二年以上とし、履修すべき学科目とその毎週教授時数を具体的に示し  
て新たに私立専門学校卒業者をも認可しようとする点にあつた。同  
定によると、従来官公立専門学校卒業者に限つて学部入学資格を認め  
ていた理由は、それらが外國語を含め相当の高等普通教育を授けてい  
たからであり、私立専門学校卒業者に許可しなかつたのは、外國語を欠  
くなど「学部ノ予備教育」として適切な教育課程ではなかつたからで  
あつた。今回私立専門学校の授業の改善に伴い、一定の標準の教育課程  
を整備した学校には大学学部の入学資格を認可したいと説明している。

学校指定標準として、修業年限は三年以上で高等普通教育を相当時間  
教授し、外國語は各学年を合計して一週九時間を下らないことと定め  
ている。この同定でもう一つ重要な点は、学部入学資格と同時に高等試  
験予備試験免除の特典も与えようとしたことである。高等試験令は大  
正七年に、奏任文官、外交官及び領事官、司法官となる試験を統一し  
た規程として設けられ、その第八条で「高等学校予科又ハ文部大臣ニ  
於テ之ト同等以上ト認ムル学校ヲ卒業シタル者ハ予備試験ヲ免ス」と  
定めていた。<sup>(11)</sup>つまりこれらの二つの特典は実質的に統合されており、  
その認可基準は高等学校・大学予科の水準にあり、指定を受けた学校  
は教育内容・水準が高等学校と同等と認められたことになる。

さらに大正十三年六月、次官同定として私立大学学部入学資格につ

た点であった。最も注目すべきことは、「備考」の一にあるように指定標準中の選択学科はすべて高等学校高等科文科・理科の学科課程と同一であったことである。ここでは、大学の専門教育を受ける前段階の教育内容・水準は高等学校高等科にあることが確認されている。

さらに昭和四年四月五日、同定として「高等試験予備試験免除ニ関スル指定並ニ私立大学学部入学ニ関スル件伺」が示された。<sup>(13)</sup>これは大正十三年六月同定の三に基づき指定標準を変更したものであった。その要点は、外国语を三年以上かつ高等学校高等科の学科科目中四科目以上を履修し、それぞれ一週間あたりの教授時間数は合計九時間を下らないことであった。

このように、私立専門学校卒業者への私立大学学部の傍系入学資格が「学校指定」として大正十二年十月に認められ、その「指定標準」が同十三年と昭和四年に引き上げられたといえる。

次に、これらの同定に基づいて私立専門学校卒業者の学部入学資格が個別大学の規定に加えられるまでの法的措置を示すこととする。すなわち、高等試験令第七・八条に関して大正七年二月文部省令第三号が定められ、これに基づいて同十三年二月文部省告示第二十四号で学校指定が行われた。これらの法令は次に示すものであった。

大正七年文部省令第三号

高等試験令第七条及第八条ニ関スル件左ノ通定ム(第一條省略)〔引用者〕

第二条 左ノ学校ハ高等試験令第八条ニ依リ高等学校大学予科ト同等以上ト認ム

一 官立学校及公立、私立専門学校ノ予科ニシテ中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トシ修業年限三年以上ノモノ

二 学習院高等科  
中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トスル官立及公立ノ学校但東京美術学校東京音楽学校及修業年限三年ニ満タサルモノヲ除ク

三 中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トスル官立及公立ノ学校但東京美術学校東京音楽学校及修業年限三年ニ満タサルモノヲ除ク

四 中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トスル修業年限二年以上ノ予科ト  
ヲ有スル私立専門学校本科ニシテ文部大臣ノ認定ヲ受ケタルモノ

第四項が私立専門学校についての規定であるが、同項は大正十三年二月文部省令第四号で「前各号ノ外文部大臣ニ於テ高等学校大学予科ト同等以上ト指定シタル学校」と改正された。<sup>(14)</sup>

大正十三年文部省告示第二十四号

大正七年文部省令第三号第二条第四号ニ依リ左記ノ学校ヲ高等学校大学予科ト同等以上ト指定ス

大正十三年二月二日 文部大臣 江木 千之

一、高等師範学校

二、官立及公立ノ専門学校

三、修業年限三年以上ノ官立実業学校教員養成所

四、学習院高等科及元学習院高等科

五、専門学校令ニ依ル慶應義塾大學部<sup>(15)</sup>〔六・十五略〕〔引用者〕

この告示は高等師範学校・官公立専門学校等を指定すると共に、第五項で慶應義塾大學部を初めとする大學令公布以前の私立専門学校九校を高等学校・大学予科と同等以上と指定している。さらに同年五月、中央大学専門部を初めとして大學令に基づく私立大学の附属専門学校二十三校が同様に指定された。<sup>(16)</sup>

このような経過により、大正十三年以降、指定を受けた私立専門学校の卒業者が大学学部に傍系入学できる法的基盤が整備された。この特典は、実態としては当該大学附属の専門学校卒業者に大学学部進学の途を開くことが中心であったと思われるが、一般的に専門学校卒業者が大学へ傍系的に入学できることとなつた。比較的早い時期の具体例として早稲田大学の場合を示してみる。同十三年一月同大学は附属専門部と高等師範部卒業者を傍系入学資格者とする規定を認可申請し、三月「大正七年文部省令第三号第二条第四号ニ依リ指定サレタル学校ノ卒業者」との修正を受け、四月からこの制度を実施に移していく。<sup>(18)</sup> このような法的基盤に基づいて女子専門学校及び女子高等師範学校卒業者も学部入学資格者に加えることができることとなつた。

## II 女子入学資格の形式

資格規定の上から大学学部への女子入学についてみると、一二に大別できる。一つは、特に「女子」であることが明文化されていない規定であり、もう一方は「女子」も有資格者であることが明記されている規定である。

はじめに、資格規定中に女子が明記されていない場合の入学の実例について検討する。次に示す資料は、東北帝国大学理科大学が大正二年に三名の女子の入学を許可した時点の資格規定であった。

第十六条 左ニ記載スル者ハ第十四条ノ入学志望者ヲ収容シ尚欠員アル場合ニ限リ各其相当学科ニ入学スルコトヲ得

一 帝国大学々生ニシテ転学ヲ望ム者

二 高等師範学校本科数物化学部博物学部其他文部大臣ニ於テ高等学校大学予科同等ト認メタル学校（學習院高等学科、以下略）引用者ノ卒業者ニシテ本学第一学年ノ教授ヲ受クルニ堪フ者

三 本学ニ於テ適當ト認ムル学力アル者ニシテ本学ニ於テ便宜施行スル入学試験ニ及第シタル者（即チ志望学科該當ノ中等教員免許状所有者ニハ考査ノ上語学試験ノミヲ課シ又中学校若クハ之ニ準スヘキ学校ノ卒業者ニハ高等学校卒業程度ノ試験ヲ課ス）  
前項各号ノ志望者ノ數當該学科定員ニ超過スルトキハ選拔試験ヲ施行ス其試験及入学確定ハ第十四条第二項ノ例ニ依ル  
<sup>(19)</sup>

周知のように、この時期他の帝国大学は入学者を高等学校大学予科卒業者に限定していたが、東北帝国大学は入学資格の「開放」を行い、第十六条第二項で専門学校程度の学校を指定し、第三項で試験の条件付きながらも中等教員免許状所有者などを有資格者と定めた。他では実施されていなかった入学資格の「門戸開放」が、結果として女子の入学を認めることに結び付いた。女子入学の実施を計画した同帝国大学総長沢柳政太郎の見解は、帝国大学令に女子の入学を禁止する条項・字句がないために女子も入学でき、中等教員免許状所有者には女子も該当するというものであった。実際、四名の女子の受験資格は第三項の中等教員免許状所有者であり、まず語学試験を受けた後に第二項の志願者と共に選抜試験を受け三名が合格したのであった。帝国大學は男子に限定するということが前提であり、沢柳総長のこのようないきがかりな規定は「帝国大学令」の解釈の裏をかくものであった。「狼狽」した

とも伝えられた文部省であつたが、同省の松浦専門学務局長は、この点を次のように述べていた。

今回東北大學に女子を入学せしめたるを見て各大學にも出願せば皆女子を入学せしむるものゝ如く解するは早計なり各大學の學則には別に女子を拒絶するの明文はなけれど其の制定の精神は男子を目標とし特に女子たる事を明記せざるものは悉く男子を意味するものなればもし新に女子を入学せしめんと欲せば特に其の意を明らかにするの必要あらん東北大學の學則の如きも女子を拒絶するものと解するが正解ならずやとも思はれるされど今回の志願者は皆教員なれば是等の女子が男子と競争して勉強せんとするは教育の為喜ばしき事にて毫も非難すべき理由を見ず、たゞ一般の女子が最高學府の門に向ふに於ては利害得失深く研究を要す(22)〔以下省略〕引用者)

傍線部分にあるように當局の見解は、大學學則制定の精神は男子に限定しており、もしも女子を入学させる場合にはそれを明記する必要があるというものであった。さらに、今回の志願者は皆教員であるため、

容認できるものの、一般的な女子の大學入学は今後の研究課題であり、同帝国大学が翌年以後も入学を認めるかは断定できないと述べている。このような當局の見解は帝国大學令の正格な解釈であり、今回のような特例を除いても女子入学を認めるならば資格規定に「女子」を明記することが必要であった。

結果からみると、若干数の聽講生を除いて翌年以降しばらくの間同帝国大学への學部学生としての女子の入学者はなかつた。新たに女子が學部学生として入学したのは大正十二年のことであり、同二年の場合は特別的色彩が濃かつたとみることができる。この他資格規定中に

「女子」の字句なしに実施されたものに、昭和十年から入学者のみられた大阪帝國大學理學部の場合があつた。

もう一方の「女子」を明記した形式について検討すると、この形式は女子の大學學部入学を意図して定めた規定であり、個別の大學段階で女子の大學入学を制度化したものということができる。大正十一年に認可を受けた同志社大學以下、ほとんどすべての入学許可大學でこの形式を採り、わが國戰前の大學において女子入学を認める場合には、それを學則に明文化し、規定するのが一般的であつたといえる。

各大學の女子入学規定を比較検討すると、次に示す四種類の形式に分類することができる。入学資格は入学者の資格条件と許容の枠を定めたものであるため、その内容の分析に基づく形式の分類は意義あるものといえる。

### 大學學部入学資格形式一覽

( ) 内は実施年度等  
※は規定制定年

女子高等師範學校・専門學校卒業者

〔I〕帝國大學・文理科大學

東北帝國大學法學部(大正十二年)・理學部(同十四年)  
九州帝國大學法文學部・農學部(大正十四年)・理學部(昭和十四年)

東京・廣島文理科大學(昭和四年)  
北海道帝國大學理學部(昭和五年)  
名古屋帝國大學理學部(昭和十七年)

### 〔II〕私立大學

①系列（附属）女子専門学校卒業者  
同志社大学（大正十一年～昭和五年）

明治大学（昭和六年～同十四年）

②指定校卒業者〔女子高等師範学校・女子専門学校卒業者〕

龍谷大学（昭和三年）

同志社大学（昭和六年～同十四年）

東洋大学（昭和八年）

法政大学（昭和九年）

関西学院大学（昭和十三年）

③学科目履修者〔高等学校高等科文科・理科学科目等〕

早稲田大学（昭和十四年）

同志社大学（昭和十五年）

明治大学（昭和十五年）

次にこの四種類の形式について、それぞれ具体的な規定を示しながら簡単に説明することとする。「I」の例として、最初にこのような規定を設けた東北帝国大学法文学部（大正十二年）の学部規程をあげる。

第六条 左ニ記載スル者ハ前条ノ入学志願者ヲ収容シ尚欠員アル場合ニ限リ本学部ニ入学スルコトヲ得

一、高等師範学校、女子高等師範学校、高等商業学校、外国语学校其ノ他之ト略同程度ノ学校卒業者ニシテ本学部ノ授業ニ堪フト認ムル者

二、本学部ニ於テ適當ノ学力アリト認メタル者（大正十四年に傍線部を「専門学校卒業者」に変更引用者注）ニシテ本学部ニ於テ臨時施行スル検定試験ニ合格シタル者  
前項各号ノ志願者ノ數本学部ノ収容予定数ヲ超過スルトキハ選抜試験ヲ行フ

このように、大正十二年に東北帝国大学法文学部の傍系入学資格規定に女子も有資格であることが明記され、また同十四年に九州帝国大学法文学部・農学部も同様な形式で女子を規定に加え、これ以降戦前の帝国大学の女子入学資格は女子高等師範学校及び専門学校卒業者という形式にはほぼ統一された。ただし入学順位については多少の違いがあり、右の例の場合には第二項の該当者は検定試験に合格した後第一項の者と同等に扱われている。この形式は帝国大学及び文理科大学に認められたものの、私立大学には認められなかつた。この経緯や意味については後に検討したい。

「II」—①は同系列あるいは附属の女子専門学校卒業者に限つて入学資格者と定めた規定で、同志社大学と明治大学で用いられた。大正十一年三月に認可され、翌年四月から実施された同志社大学の規定は次に示すものであつた。

第四十三条 前条ノ入学志願者ヲ入学セシメタル後猶欠員アルトキハ左ノ資格ヲ有スル者ニ入学ヲ許可ス  
一 高等学校高等科ヲ修了シタル者  
一 同志社女学校専門学部英文科卒業者  
一 文部大臣ニ於テ高等学校高等科修了以上ノ学力アリト認メタル者<sup>(23)</sup>

同大学では同志社女学校専門学部卒業者を資格者とした理由を、同英

文科卒業者は「学部入学ニ関シテ予科修了者ト同等ノ学力アルモノト  
認メタルニ依ル」と文部省に申請して<sup>(24)</sup>いる。この形式では他の学校の

卒業者は入学できないことになり、資格に制約がありその適用範囲は

狭かった。このため両大学は後に資格を拡大した規定に改めている。

次に「II」—②は各大学が個々に指定した女子の学校の卒業者に入  
学資格を認める規定で、昭和三年の龍谷大学を初めとして同志社・東  
洋・法政・関西学院の各大学で用いられた。この資格規定は系列女子  
専門学校卒業者に限定した形式よりも資格枠を拡大するものであり、  
次に示す同志社大学の認可申請書（昭和六年一月七日付）にもこの点  
が述べられている。

### 記

一、学則第四十三条ニ左記但書及第五項ノ次ニ左記六項ヲ追加ス

但シ第六項ハ文学部ニ限ル

六、神戸女学院専門部大学部卒業者

神戸女学院専門部高等部乙類卒業者

梅花女子専門学校英文学科卒業者

東京女子大学大学部卒業者

東京女子大学英語専攻部本科卒業者

日本女子大学本科文学科卒業者

日本女子大学校専門科英文学部卒業者

大阪府女子専門学校英文学科卒業者

宮城県女子専門学校文科英文専攻卒業者

私立聖心女子学院高等専門学校英文学科卒業者

女子英学塾本科卒業者

東京女子高等師範学校文科卒業者

奈良女子高等師範学校文科卒業者

以上

理由、從來女子ノ学部入学ハ本社女子専門学校英文学科卒業者ノミヲ許可シタ  
ルニ其結果ハ頗ル良好ニテ学業成績等モ毫モ男学生ニ劣ラザルヲ認メタリ  
今ヤ他ノ女子専門学校出身者ニシテ本大学ニ入学希望スル者少カラザルニ  
鑑ミ適當ニ入学者ヲ選抜スルニ於テハ他ノ同程度ノ女子専門学校卒業者ヲ  
入学セシムルモ差支ナシト認メタルニ依ル。<sup>(25)</sup>

このようすに同志社大学は、神戸女学院専門部大学部を初めとする十校  
十三課程の卒業者を新たに入学資格者に追加している。各大学の指定  
した学校は女子高等師範学校と女子専門学校に限られていたが、どこ  
を指定校にするかは任意であり、その校数も大学により異なっていた  
(第二表参照)。また指定校は文部大臣の基準判定行為を経た認可を受  
け定められるものであり、ここにも当局の傍系入学者及び女子入学  
者に対する政策の一端が表れているといえる。この点については、III  
で改めて検討する。

「II」—③は一定の学科目を一定時間以上履修した女子高等師範学  
校・女子専門学校本科の卒業者に入学資格を認める規定で、昭和十四  
年の早稲田大学を初めとして同志社・明治大学で用いられた。同年二  
月十五日付けで認可された早稲田大学の学則(第四章)は次に示すも  
のであった。

### 第三条

前条ノ入学志願者ヲ入学セシメタル後尚欠員アルトキハ左ノ資格ヲ有スルモノニツキ選考ヲ行ヒ入学ヲ許可スルコトアルベシ

#### 一 高等学校高等科ヲ卒業シタル者

#### 二 大正七年文部省令第三号第二条第二号ニ依リ指定セラレタル学校ノ卒業者

- 三 女子高等師範学校並女子専門学校本科卒業者ニシテ外国語（三年以上ニ亘リ授業時數合計九時間ヲ下ラザルコト）及左ノ学科目ノ中四科目以上（授業時數合計九時間ヲ下ラザルコト）ヲ履修シタル者  
修身又ハ倫理 国語 漢文 歴史 地理 哲學概説 心理 論理  
法制 経済 自然科学 数学 物理 化学 植物 動物 鉱物  
地質<sup>(2)</sup>

第二項で専門学校等の卒業者を規定し、第三項で女子の入学資格を定めている。この規定中の学科目及び履修時間数は、昭和四年四月五日の「同定」中の「指定標準」と全く同じであり、二項と三項の基準は同一になる。このような形式に改めた理由は、「女子ノ学部入学志願者ニ対シ從来ヨリモ其資格ノ範囲ヲ広クスルノ必要ヲ認メタル為」（同志社大学）、「今回其ノ門戸ヲ開キ女子ヲシテ広ク學理ノ蘊奥ヲ攻究セシメントスルニアリ」（明治大学）と説明されている。<sup>(28)</sup>この形式においては個々の学校ではなく個人が「指定標準」に達しているかを判断することとなり、理論上②よりも資格者の枠が広がることになる。

以上の検討からわが国戦前の女子の大学学部入学資格についてまとめてみる。女子入学を実施する場合には学則に「女子」を明文化し、規定することが一般的であり、法的的には大正七年の大学令以降、ま

た時代的には東北帝国大学法文学部及び同志社大学が実施した同十二年以降、このことがほぼ明確になった。資格内容の上からみると規定は数種の形式に分類することができる。帝国大学・文理科大学は女子高等師範学校・専門学校卒業者という一般的規定を定め、私立大学の場合は①系列（附属）女子専門学校卒業者、②指定校卒業者、③一定学科目の履修者、という三種類の形式を採った。私立大学の規定形式は時代とともに①→②→③へと移行し、個々の大学の学則上は資格制限を徐々に緩和する方向へ進んでいった。女子の場合特に②と③の形式が採られたことを検討してみると、女子には「大正七年文部省令第三号第二条」の学校指定が行われなかつたため、これとは別の形で学校を指定したり履修条件を定める必要があつたことも主な理由であつたと考えられる。帝国大学と私立大学との間に規定形式・内容の相違が存在したことは注目すべきことである。その経過や意味は後に検討することとし、ここではこの違いは行政指導によつて生じ、わが国戦前の官学と私学という二元的・重層的制度に根差すものであつたと指摘するにとどめておきたい。

### III 文部省による基準判定

以上の考察を踏まえ、女子入学資格の形式がどのような文部省の基準判定を含む行政指導によつて形作られてきたかについて、帝国大学と私立大学とに分けて検討する。

まず帝国大学の場合について、文部省の政策意図が最も明確になる

九州帝国大学の例を示すこととする。大正十三年十二月「九州帝国大學農學部規程中改正」が認可申請されたが、その改正理由・内容は次に示すものであった。

#### 改正理由

時勢ノ進運ニ伴ヒ実科女学校以上ノ女学校教員タラントシ女子ノ入学ヲ望ム者アルベキニヨリ改正ヲ要スル所以ナリ

農學部規程中改正

(引用者注)第六条全文は次のようになる。

第六条 九州帝国大学通則第六条第三項ニ依リ本学部ニ入学セントスル者ハ専門学校程度ノ農林学校卒業者、高等師範学校及女子高等師範学校本科卒業者又ハ之ト同等以上ノ学力アリト認メタル者タルヲ要ス。

同帝国大学農學部は女子の学部入学を許可することとし、その入学資格規定に女子高等師範学校本科(理科)卒業者を明記し、また「同等以上ノ学力」保持者として女子専門学校卒業者を認めようとした。この点は、同月に学部規程を認可申請した法文學部でも同一であった。またこの規定は、既にみた大正十二年制定の東北帝国大学法文學部の規定とほぼ同様な内容であった。これに対して文部省は、同十四年一月に専門学務局長名で次のような更正指令を總長宛に発した。

貴學農學部規程中改正ニ關スル件

客年十二月十九日付庶第一、一九五号ヲ以テ裏請相成タル貴學農學部規程中改正ノ件 女子高等師範学校本科卒業者ニ付検定ノ上入学セシメラルコトハ既ニ他ノ帝国大学並貴學法文學部ニ於テモ其ノ例有之ニ付差支無之モ之ト同等以上ノ学力アリト認メタル者トナス時ハ其ノ範囲広汎ニ失スルノ嫌有之 左記ノ通ニ改正相成テハ如何ニヤ 若シ御差支無之場合ハ當省ニ於テ更正認可致度ニ付何分ノ義折返シ御回示相煩度 追テ貴學法文學部ニ付テモ左記ノ通ニ修正シタル次第ニ付為念申添フ

#### 記

第六条中「本科卒業者及」ヲ「及女子高等師範学校本科卒業者又ハ専門学校卒業者ニシテ本学部ニ於テ適当ト認メタル者」ニ改ム  
(傍線部分が文部省の更正指令部分) (30)

当局の指令は、女子高等師範学校卒業者を入学資格規定に加えることは他の帝国大学や「貴學法文學部」でもみられるものの、「之ト同等以上ノ学力アリト認メタル者」の部分は「其ノ範囲広範ニ失スル」嫌いがあるとし、「専門学校卒業者」と改めるよう求めている。文部省の更正指令の理由は、「女子ノ大學學部ノ入学ニ付テハ女子高等師範学校又ハ専門学校ノ卒業者ニ限り検定ノ上入学セシメルコト致シ度ニ付入学資格ヲ局限スル為更正セリ」という点にあった。同様の改正指令は法文學部の規定に対しても出され、「女子ノ学部入学ヲ制限センカ為第一条ヲ更正ス」、「大學ニ於ケル広キ範囲ノ学力検定試験ヲ認メサラントス」とその理由を述べている。<sup>(31)</sup>文部当局による指令の要点は、女子の学部入学は認めるものの、専門学校教育を経ない者にも学力検定試験実施の上で入学を許すということは認可できないということに

あつた。この措置は女子に限つたものではなく、当局の腹案は「男子ニ付テモ可及的ニ準スルコト致度」<sup>(32)</sup>といふ点にあつた。既に述べたように最高学府としての大学における専門教育は、その前段階での高度の高等普通教育を前提としていた。当局も学部入学者の教育水準の維持に心がけ、その姿勢が九州帝国大学への更正指令に表れているといえる。しかし、大正十四年の東北帝国大学理学部・法文学部に対する同様の改正指令の中で「女子ノ学部入学ニ関シ相当ノ制限ヲ付セリ」と記されていることなどから、傍系入学者への一般的な質の制限よりも、女子の学部入学の量的制限に重点が置かれていたとみることもできる。

ほぼこのような経過で形成された女子の傍系入学資格の形式は、二つの帝国大学に統いて東京・広島文理科大学（昭和四年）、北海道帝國大学理学部（同五年）名古屋帝国大学理学部（同十七年）でも用いられ、帝国大学及び文理科大学の女子入学資格の形式はほぼ統一的になつた。ただし文理科大学の学則では女子高等師範学校卒業者が男子と同等の一次入学資格者に規定され、専門学校卒業者は傍系入学者に位置付けられていた。

次に私立大学の採った形式に対する当局の行政指導について①から順に検討する。私立大学で最初に女子の学部入学を実施したのは同志社大学で、その入学資格は「Ⅱ」—①の形式の系列専門学部英文科卒業者であった。同大学の入学資格規定を検討する時、系列専門学部卒業者の形式にした理由と資格を英文科に限り家政科には与えなかつた

ことの二点が問題となる。まず後者についてみると、当初は家政科も含めた女子入学を計画していたと推察される。すなわち大正十年三月の「同志社時報」によれば、専門学部英文科は高等学校文科に相当する課程とし、家政科は「理科及数学の外英語毎週六時間を加へ高等學校令の高等科理科に相当するもの」との改革を計画していた。さらに同時報は、この件は文部省に認可申請中であり将来は「女学校専門学部卒業生は、同志社大学各分科へ正科生として入学し得べき資格を獲得せんとす。」と報じていた。<sup>(33)</sup>しかし、『同志社五十年裏面史』はこの点について「文部省でも家政科卒業生は英語の学力不十分とし、同志社もその点は同感であつたから英文科卒業生に許可することにした。」と記している。これによれば、文部省が家政科の教育に對して大学の前段階の高等普通教育として認め難いとの判断を持っていたことが窺える。次に前者、系列専門学部に限つて入学を認めた点についてみると、これについては現時点ではその理由を示す資料をみない。そのため推測の域を出ないが若干の手掛かりを述べておくこととする。同大学がこの規定で女子入学を実施したのは東北帝国大学法文学部・理学部と同じ大正十二年であり、同二年の東北帝国大学以来この時までどの大学にも女子の学部学生としての入学者はなかつた。またⅠで詳細に検討したように、この時点では男子でも私立専門学校卒業者が学部に入学できる法的基盤はなかつた。このような段階で私立大学で初めての女子の学部入学資格が系列専門学部卒業者になつたことは、さして無理のないことと思われる。少なくとも同志社の意識は、既に述べ

たように大学予科と「同等ノ学力アルモノ」という点にあった。

〔II〕—②の形式を初めて採用したのは龍谷大学であったが、そこには文部当局の強い行政指導が働いていたことが明らかになる。昭和二年に同大学評議会で決議された当初の資格規定は次のものであった。

昭和二年十一月七日龍谷大学長ヨリ申請ノ学則一部更改ノ件協議ス

龍谷大学規則中附則ニ左ノ一ヶ条ヲ加フ

第七十八条 (省略) 引用者)

更改箇条

第八条 学部入学ニ関スル規定中ニ左ノ一項ヲ加フ

七、女子高等師範学校、専門学校令ニヨル女子ノ学校、高等女学校高等科ノ卒業者ニシテ本学大学予科卒業程度ノ学力検定試験ニ合格シタル者

更改理由

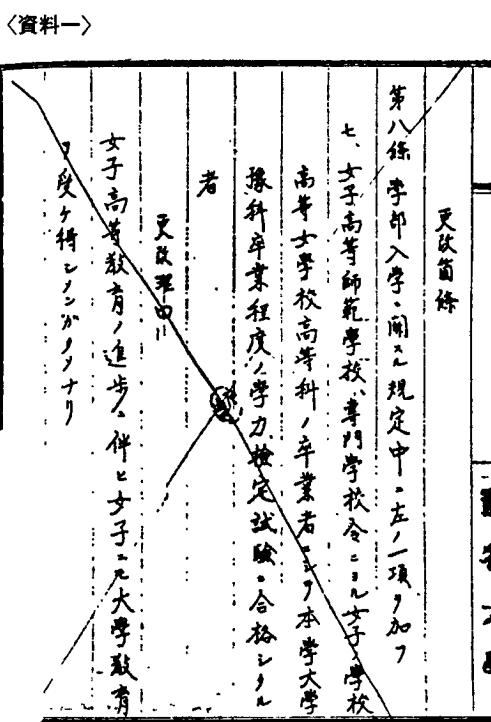
女子高等教育ノ進歩ニ伴ヒ女子ニモ大学教育ヲ受ケ得シメンガタメナリ

右決議ス

昭和二年十一月八日<sup>(35)</sup>

第八条第七項は女子入学資格者として、女子高等師範学校・女子専門学校・高等女学校高等科卒業者をあげており、広い範囲の一般的規定を採用しようとしていたといえる。同大学はこの学則更改の認可申請を八日付で行つたが、次に示すように文部省の認可を得ることができなかつた(資料<sup>(37)</sup>)。この資料は文部省が規定案を認めなかつたことを示すものであり、また罰点中央の印鑑「丸岩」は専門学務局の官吏であることから、基準の運用が文部官僚によってなされていたこと

<sup>(38)</sup> とを示すものであり、また罰点中央の印鑑「丸岩」は専門学務局の官吏であることから、基準の運用が文部官僚によってなされていたこと



が明らかになる。龍谷大学評議会は昭和三年一月、大学長より申請の

学則一部更改の件を改めて協議し、第八条の但し書きに「六、左記学校ノ括弧内ニ示セル科部ヲ修メ卒業シタル者」との一項を加え、京都女子高等専門学校(国文研究科・英文研究科)を初めとして八校十四

科部を指定する案を決議した<sup>(39)</sup>。この認可申請は一月二十一日付で行われ、同月二十六日に認可された<sup>(40)</sup>。指定校制に至るこのような経過をみると、そこには文部省の基準判定行為が存在し、龍谷大学に対する行政指導が介在していたことが推察される。この点に関しては、わが国

戦前の設置認可行為についての「設置認可権、基準制定権、ならびに認可の手続きの運用は、実質的に文部官僚の手に掌握されていた。」

という天野郁雄氏の指摘は重要である。

指定校卒業者という形式について、文部省の審査基準や審査経過が最も良く表れている東洋大学の場合を取り上げて検討する。資料二の文書は昭和七年に同大学が認可申請した指定校二十校に対する文部省の審査を示す資料であり、同省が各校の教育内容・水準を審査したことの証左になる。表の右はしの外国語及び修身から地質に至る学科目は高等学校高級科の学科目であり、数字はそれぞれの毎週教授時数及びその総計である。基準判定の結果申請二十校中十一校が認められ、残り九校が不許可になった。東洋大学ではこの審査をもとに、同年二月五日再度十一校を指定校とする学則改正を認可申請した。これに対しても文部省は部内文書の中で、「右(十一)の指定校(引用者注)ハ從來他ノ大学ニ入学資格者トシテ認メラレ居ルモノ及男子ニ閑スル高等試験予備試験免除ノ指定期準ニ達シ居ルモノナリ」との認識を示していた。すなわち、指定校制における女子学校の認可基準も、既にみた高等試験令第七条に基づく指定期準であったことが明らかになる。

指定校の基準審査は龍谷大学・法政大学の場合にも行われた。昭和九年までに各大學が定めた指定校を一覧にすると第二表になる。表の指定校の数に関してみると各大學で異なり、例えば昭和六年に認可を得た龍谷大学と同志社大學では、前者が二十一校で後者は十校であった。しかしながら、時代と共におむね指定校数が多くなる傾向にあつた。

### 〈資料二〉

東洋大学													
英語	数学	普通	物理	化學	生物	地質	天文	農業	農業	農業	農業	農業	農業
5	3	3	2	5	3	9	3	2	1	4	3	3	3
4	4	3	2	2	2	10	6	4	4	5	6	7	4
4	4	4	2	2	2	12	8	2	2	1	1	1	1
4	4	3	2	2	2	14	10	4	4	11	11	11	11
3	3	3	2	2	2	18	12	6	6	12	12	12	12
2	2	2	2	2	2	20	14	8	8	12	12	12	12
2	2	2	2	2	2	24	18	12	12	12	12	12	12
2	2	2	2	2	2	26	20	14	14	14	14	14	14
2	2	2	2	2	2	28	22	16	16	16	16	16	16
2	2	2	2	2	2	30	24	18	18	18	18	18	18
2	2	2	2	2	2	32	26	20	20	20	20	20	20
2	2	2	2	2	2	34	28	22	22	22	22	22	22
2	2	2	2	2	2	36	30	24	24	24	24	24	24
2	2	2	2	2	2	38	32	26	26	26	26	26	26
2	2	2	2	2	2	40	34	28	28	28	28	28	28
2	2	2	2	2	2	42	36	30	30	30	30	30	30
2	2	2	2	2	2	44	38	32	32	32	32	32	32
2	2	2	2	2	2	46	40	34	34	34	34	34	34
2	2	2	2	2	2	48	42	36	36	36	36	36	36
2	2	2	2	2	2	50	44	38	38	38	38	38	38
2	2	2	2	2	2	52	46	40	40	40	40	40	40
2	2	2	2	2	2	54	48	42	42	42	42	42	42
2	2	2	2	2	2	56	50	44	44	44	44	44	44
2	2	2	2	2	2	58	52	46	46	46	46	46	46
2	2	2	2	2	2	60	54	48	48	48	48	48	48
2	2	2	2	2	2	62	56	50	50	50	50	50	50
2	2	2	2	2	2	64	58	52	52	52	52	52	52
2	2	2	2	2	2	66	60	54	54	54	54	54	54
2	2	2	2	2	2	68	62	56	56	56	56	56	56
2	2	2	2	2	2	70	64	58	58	58	58	58	58
2	2	2	2	2	2	72	66	60	60	60	60	60	60
2	2	2	2	2	2	74	68	62	62	62	62	62	62
2	2	2	2	2	2	76	70	64	64	64	64	64	64
2	2	2	2	2	2	78	72	66	66	66	66	66	66
2	2	2	2	2	2	80	74	68	68	68	68	68	68
2	2	2	2	2	2	82	76	70	70	70	70	70	70
2	2	2	2	2	2	84	78	72	72	72	72	72	72
2	2	2	2	2	2	86	80	74	74	74	74	74	74
2	2	2	2	2	2	88	82	76	76	76	76	76	76
2	2	2	2	2	2	90	84	78	78	78	78	78	78
2	2	2	2	2	2	92	86	80	80	80	80	80	80
2	2	2	2	2	2	94	88	82	82	82	82	82	82
2	2	2	2	2	2	96	90	84	84	84	84	84	84
2	2	2	2	2	2	98	92	86	86	86	86	86	86
2	2	2	2	2	2	100	94	88	88	88	88	88	88

た。最も校数が多かつたのは、昭和十三年に認可された関西学院大学の三十校であった。ただ第二表で不明確な点として、昭和八年の東洋大学の申請で不許可となつた九校中の八校は既に龍谷大学では認可を受けていた学校であること、しかも不許可だつた九校が翌年の申請で

〈第二表〉 各大学指定校一覧

一六

学 校 名	学科 (④等は修業年限を示す)		昭和3年(八校)	龍 谷 大 学	同志社大学	東 洋 大 学	法政大学
	文科	理科					
東京女子高等師範学校	文科④理科④家事科④研究科			文科			
奈良女子高等師範学校	文科④理科④家事科④研究科			文科			
日本女子大学校	専門科④(国・英・理)・家・師・社) 高等学部	文科③本科④(国・英・理)・家・師・社) 高等学部	文科	文科	文科	文科	文科
女子英学塾	英語英文学(本科③予科①高等科②選科③)	英語英文学(本科③特科③研①) 家事科(本科③予科①)	文科	文科	文科	文科	文科
帝国女子専門学校	国文学科(本科③予科①)	国文学科(本科③予科①)	文科	文科	文科	文科	文科
神戸女子学院専門部	音楽部(本科②~④予科①) 高等学部③	(甲・乙) 大学部③(予科①) 高等学部③			本科文学、専門本科学国文・英文、	本科国文・英文、	本科国文・英文、
同志社女子専門学校	家政科③英文科(本科③予科①)	家政科③英文科(本科③予科①)	国文研	国文研	国文研	国文研	国文研
私立聖心女子学院高等専門学校	国文科(本科③予科①) 英文科(本科③予科①)	国文科(本科③予科①) 英文科(本科③予科①)	英 文	英 文	英 文	英 文	英 文
東京女子大学	科②英語(高等学部③大学部③専攻部③)(国語・数学・英語)	科②英語(高等学部③大学部③専攻部③)(国語・数学・英語)	大学部、英専・	大学部、英専・	大学部、高等部	大学部、高等部	大学部、高等部
活水女子専門学校	英文科(本科③予科①)	英文科(本科③予科①)	英 文・国文	英 文	英 文	英 文	英 文
京都女子高等専門学校	英文科(本科③研①) 国文科(本科③研①)	英文科(本科③研①) 国文科(本科③研①)	国文研、英文研	国文研、英文研	大学部、英専・	大学部、英専・	大学部、英専・
東京女子専門学校	本科③(裁縫家事・裁縫手芸) 家政専修科	本科③(裁縫家事・裁縫手芸) 家政専修科	国文・英文	国文・英文	大学部、英専・	大学部、英専・	大学部、英専・
梅花女子専門学校	文科(本科③研①) 家政科(本科③研①)	文科(本科③研①) 家政科(本科③研①)	国文・英文	国文・英文	専・国文・英文	専・国文・英文	専・国文・英文
福岡県女子専門学校	文科(本科③研①) 家政科(本科③研①)	文科(本科③研①) 家政科(本科③研①)	国文・英文	国文・英文	大学部、英専・	大学部、英専・	大学部、英専・
大阪府女子専門学校	文科(本科③研①) 家政科(本科③研①)	文科(本科③研①) 家政科(本科③研①)	国文・英文	国文・英文	国文・英文	国文・英文	国文・英文
実践女子専門学校	国文国史、英文	国文研、英文研	国文・英文	国文・英文	国文研、英文研	国文研、英文研	国文研、英文研
	国文研、英文研	国文研、英文研	国文・英文	国文・英文	国文研、英文研	国文研、英文研	国文研、英文研
	国文研、英文研	国文研、英文研	国文・英文	国文・英文	国文研、英文研	国文研、英文研	国文研、英文研
	国文研、英文研	国文研、英文研	国文・英文	国文・英文	国文研、英文研	国文研、英文研	国文研、英文研
	国文研、英文研	国文研、英文研	国文・英文	国文・英文	国文研、英文研	国文研、英文研	国文研、英文研
	国文研、英文研	国文研、英文研	国文・英文	国文・英文	国文研、英文研	国文研、英文研	国文研、英文研
	国文研、英文研	国文研、英文研	国文・英文	国文・英文	国文研、英文研	国文研、英文研	国文研、英文研

③国文科①(本科③予科①) 家政科③(本科③予科①) 技芸科③(本科③予科①) 英文科(本科③予科①)

共立女子専門学校	裁縫手芸(本科③別科③専修科①家庭科②)						
樟蔭女子専門学校	技芸科③家政科③国文科(本科③予科①)			国文		国文	
宮城県女子専門学校	政文科(本科③国文・英文専攻)予科①家政科③(家事・裁縫専攻)			国文		国文	
千代田女子専門学校	研①(本科③研①)国文国史科(本科③)	国文研	国文研	国文	国文研	国文研	国文研
金城女子専門学校	本科③(国文・英文・家政科)予科①	国文	国文	国文、英文	国文	国文	国文
京都府立女子専門学校	文学科③理学科③(家政・理科)	国文	国文	国文	国文	国文	国文
東京家政専門学校	家政(本科③研①)	国文	国文	国文、英文	国文	国文	国文
広島女子専門学校	本科③(国文科・家事裁縫科)予科①	国文	国文	国文	国文	国文	国文
女子経済専門学校	家事経済(本科③研②選科生③)	国文	国文	国文	国文	国文	国文
相愛女子専門学校	国文科③家政科③	国文	国文	国文	国文	国文	国文
和洋女子専門学校	裁縫③(本科・別科)	国文	国文	国文	国文	国文	国文
長野県女子専門学校	文科(本科③研①)	国文	国文	国文	国文	国文	国文
相模山女子高等専門学校	裁縫③	国文	国文	国文	国文	国文	国文
大谷女子専門学校	国文科③技芸科③	国文	国文	国文	国文	国文	国文
安城女子専門学校	英文科③家政科③	国文	国文	国文	国文	国文	国文
広島女子学院専門学校	英文科③家事科③予科①	国文	国文	国文	国文	国文	国文
青山学院女子専門部	家政科③	国文	国文	国文	国文	国文	国文

注 1 表の専門学校は昭和9年までに設立認可された学校。この他に医歯学系5校・薬学系6校・看護学系1校・美術学系1校・体育学系1校・実業専門学校

2 1 校が存在した。

学科は昭和5年のものを基準とした。「研」は研究科を示す。

《各大学の「大学一覧」「文部省年報」より作成》

は認可されたことの二点があげられる。これらの点については今後の検討に待ちたい。次に指定校の種類についてみると、家政系のみの学科から組織される専門学校は指定されず、また指定された学校の内部でも家政系・理科系は除かれていることが分かる。また表の注<sup>1</sup>に示した医歯学・薬学系に代表される技能的専門教育機関も指定されていないが、このことは明治四十四年からの東北帝国大学での男子学校指定の場合も同じであった。このように指定された学校・学科は国文・英文などの文系に限られていた。これは文部省の認可基準が、高等学校と同等程度の普通教育に置かれていたためであった。もつとも、指定校形式を採った大学 자체が文科系の学部・学科から構成されており、文科系以外の学校・学科は指定できなかつたという側面もあつた。しかし、昭和十三年認可の関西学院大学の資格規定には青山学院専門部の神学部女子部本科・日本女子高等商業学校本科・明治大学専門部女子部本科といった上述以外の種類の学校・学科が指定されていた。<sup>(44)</sup> 神学・法律・経済・商業などを専門とする学校でも高等学校に準ずる普通教育と認定され、時代と共に女子入学資格枠の拡大がなされていていたといえよう。そしてこのような傾向がさらに進み、昭和十四年から早稲田大学が実施した「Ⅱ」—③の形式へと発展したとみることもできる。さらにこの形式には、指定校を三十校程度列記することの煩雑さを避ける意味もあつたと推察される。この規定の解釈では、系列学校や指定校の卒業者以外でも外国语や一定の学科目を履修した者は入学することができるところになる。この形式が導入された経緯は明

らかではないが、以前から女子入学を実施していた同志社・明治の両大学が同十五年からこの形式に改め、その理由として資格範囲の拡大や門戸開放をあげていたことは既に述べた通りであった。私立大学の用いた形式は①→②→③と推移したが、時代的に一定の傾向があることなどから、形式に対する文部省の指示があつたものと推察できる。私立大学における資格枠の拡大が資格基準の拡大であつたか否かについて述べてみたい。②の指定校制の場合の文部省の認可基準は「男子ニ閨スル高等試験予備試験免除ノ指定標準」にあり、また③の場合も同様であった。つまり資格基準は高等学校高等科の教育水準にあり、これは大学令第九条の規定に沿うものであつて特に基準そのものの拡大ではなかつた。

帝国大学・文理科大学と私立大学で入学資格規定が区別されていた意味について検討してみる。女子高等師範学校・専門学校卒業者という一般的規定は私立大学で採用することはなく、龍谷大学の場合には文部省の行政指導で認可されなかつた。このような文部省の政策は、わが国戦前の官学と私学という二元的な高等教育制度を反映して実施されたといえる。<sup>(45)</sup> 大学教育の水準は一面では入学者の学力水準によって維持されていたが、帝国大学は一般的に厳しい選抜を経た均質的な学生を集めしており、第二次（傍系）入学者についてもほぼ同様のことが可能であつたと推測できる。これに対して私立大学の間には学生の選抜水準に多様性があつたことが窺われ、文部省にとつて私学の入学者の資格及び水準の規制を行う必要性があつたためと推測できる。

## おわりに

大正半ば以降、女子大学・女子高等学校の創設や大学・専門学校の門戸開放など女子高等教育の制度確立が要望され、さまざまな制度構想が出された。しかしながら、わが国戦前の女子大学教育は男子大学への入学という形だけで進展した。しかもこれは大学令・高等学校令などの根本的法規の改正などを伴わない措置によって実施されたものであり、便宜的なものであった。女子の入学は原則として第二順位の傍系入学に限定され、また女子中等教育の水準向上の措置や予備教育機関の設置がなされなかつたため、量的には極めて低い水準にあつた。学部への女子入学は国家の政策で容認されたものであつたが、一定の限界が設定されていたといえる。さらに法制の整備・確立よりも実態が先行していくことができる。このような政策の下で、戦前に官側が示した女子大学教育の制度化案はあくまでも女子大学の特設であつた。すなわち昭和十四年の教育審議会答申では、その大学教育は「我ガ国女子ノ特性ヲ顧慮」した女子大学で行うことを原則とし、「特別ノ必要」<sup>(48)</sup>により男子大学に入学することも從来通り認めるといふものであつた。その理由は、「男子ノ大学ノ如キ完全ナル総合シタ立派ナ大学」を多く設立することが困難なため「差支ナイ程度、差支ナイ範囲ニ於テ女子ノ入学ヲ認メル」という点にあり、「女子独特ノ大学」を補完する意味合いであつた。<sup>(49)</sup>また女子高等学校からは女子大学に進むことが原則とされ、男子と平等の第一次の順位で男子大

学に入学することは許されないこととされた。このような論議に明らかなように、個別大学の意図は別として国家の政策レベルでは大学への女子入学は便宜的措置として捉えられており、その本格的大学教育は女子大学でなされるはずであつた。しかしながら大正後期以降、女子高等教育要求の高揚に応えて女子入学を認める大学が徐々に増え、規定の整備がなされ、一定の在学者を数えていた事実を見落とすことはできない。この歴史的事実は、敗戦直後の女子教育刷新要綱（昭和二十年十二月）やその後の女子専門学校・女子高等師範学校卒業者の第一次入学資格の付与、大学予科・高等学校への入学資格の付与等の法的措置と関連して捉えられる必要がある。

本稿は学部入学資格の分析に限定して考察を進めたため、聴講生などの生徒・大学院学生の入学資格規定には触れなかつた。また、資格枠の拡大が事実として入学者の量的拡大<sup>(50)</sup>に結び付いていたのか、あるいは女子大学教育に関する各大学の見解や文部省の政策意図についても触れる必要性があつたと思われる。今後はこれらの残された課題とともに、入学順位・選抜方法・入学学部などの検討を進め、戦前の女子入学を総合的に研究することとしたい。

### 注

(1) 『文部省第六十九年報』大学別・学部別の内訳は第三表

(2) 拙稿「早稲田大学における女子入学許可の経緯」『早稲田大学史記要』第八卷 橋本紀子「戦前日本の女子の高等教育要求と制度構想」『教育

〈第三表〉 昭和16年度大学女子在学者数表

大学名	学 部		理 学 部	法 文 学 部	法 学 部	文 学 部	政 治 経 济 学 部	文 理 学 部	大 学	研 究 科	学 生	選 科	聴 講 生	専 攻 生	生 徒	合 计	
	人 文 的 学 科	理 科 的 学 科															
東京帝国大学									1		1				1	1	
京都帝国大学															7	7	
東北帝国大学	(1)	4(2)							2		6(3)		1		1	7(3)	
九州帝国大学		2									2	1			2(1)	5(1)	
北海道帝国大学	6										6	(2)			1	7	
大阪帝国大学		2									3				4(2)	7(2)	
名古屋帝国大学															2	2	
新潟医科大学															1	1	
千葉医科大学															4	4	
金沢医科大学															1	1	
東京文理科大学											7	6			18	25	
広島文理科大学											1	7				7	
官立大学計	8(1)	6(2)							6	4	4	4	32(3)	13(2)	7	22(1) 42(3) 74(6)	
慶應義塾大学															1	1	
早稲田大学			4	5(2)									9(2)		8	17(2)	
明治大学				18(1)		1商1							20(1)	(4)		20(1)	
法政大学					(4)									3(2)		3(6)	
日本大学						2	17						19	1		44	
同志社大学													5	2		1	
東洋大学							5							2		20	
私立大学計			(4)	24(1)	27(2)	1商1							53(7)	3	58(2)		61(2) 114(9)
合 計	8(1)	6(6)	24(1)	27(2)	1商1	6	4	4	4	85(10)	16(2)	65(2)	22(1)	103(5)	188(15)		

注 ( ) 内の数字は外国人女性を示す ※ 京都帝国大学の場合は「専修科生」 明治大学の商は商学部を示す 『文部省第六十九年報』より作成』

学研究』第四十三卷三号 佐々木享『高等教育への女子の進学(2)』『大学進学研究』四五号等  
 (3) 戰前の大学入試については佐々木享『大学入試制度』(大月書店・昭和五十九年)に詳しい。

(4) 『臨時教育会議要覧』(大正八年三月以降発行)一四〇頁

(5) 抽稿『前掲書』一〇六頁  
 (6) 『第四十二回帝国議會 貴族院議事速記録 大正八年』一二七・一二八頁

(7) 『婦女新聞』(大正九年一月十八日)は文部省が慶應義塾大学に対して「高等学校令」は予科への女子入学を認めないものと指示し、同じ理由で早稲田大学への女子入学も不可能になったと報じている。また『教育時論』(大正九年九月二十五日)は早稲田大学教授の話として、文部省から「今暫く時期を待ってくれと云われた」と伝えている。

(8) 『第四十三回帝国議會 貴族院議事速記録 大正九年』五〇頁  
 (9) 『九州大學五十年史』通史 二三〇頁  
 (10) 『國立公文書館文書』「東京文理科大學／廣島文理科大學／神宮皇學館大學」(学則

関係文書(以下の公文書はすべて学則関係文書)（国立公文書館所蔵）  
以下省略)  
(請求記号 3 A 9-1 18 以下初出の文書についてのみ請求記号を  
記す)

- (11) 「明治以降教育制度発達史」第六卷一四三・一四五頁
- (12)(13) 「国立公文書館文書」「東京文理科大学／広島文理科大学／神宮皇  
学館大学」
- (14) 「法令全書 大正七年 省令／権太序令」三八頁
- (15) 「明治以降教育制度発達史」第八卷九四六頁
- (16) 「法令全書 大正十二年 告示II」七頁
- (17) 「同前書」四五・四六頁
- (18) 「国立公文書館文書」「早稲田大学」(3 A 9-1 102)
- (19) 「東北帝国大学理科大学一覽 自大正二年 至大正三年」三四・三五  
頁
- (20) 「東北大学五十年史」上 九一・九四頁
- (21) 「婦女新聞」六九三号
- (22) 「東北帝国大学一覽 自大正十二年 至大正十三年」二二三・二二四  
頁
- (23) 「同志社一覽」大正十二年五月十五日 七二頁
- (24) ○ 「京都府総合資料館文書」「大正十一年 私立学校 自一九一 至三七  
○ 学務課」文書番号七七
- (25) 「国立公文書館文書」「同志社大学」(3 A 9-2 116)
- (26) 従来の第二条第四項は昭和四年五月の文部省令第二十八号で第二項に  
改正された。『明治以降教育制度発達史』第八卷九四八頁
- (27) 「国立公文書館文書」「早稲田大学」(3 A 9-2 103)

- (28) 「同前書」「同志社大学」「明治大学」(3 A 9-2 106)
- (29)(30)(31) 「同前書」「九州帝国大学」(3 A 9-1 10)
- (32) 農学部への改正指令案中の傍線による訂正部分を復元 『同前書』「九  
州帝国大学」
- (33) 「国立公文書館文書」「東北帝国大学」(3 A 9-1 7)
- (34) 「同志社時報」一八四号(大正十年三月一日)
- (35) 青山霞村「同志社五十年裏面史」一九五頁
- (36) 「第壹号 大正八年度 評議会記録 仏教大學」(龍谷大学所蔵)
- (37) 「国立公文書館文書」「龍谷大学」(3 A 9-2 119)
- (38) 「職員録」昭和二年七月一日現在 二四三頁
- (39) 「第壹号 大正八年度 評議会記録 仏教大學」
- (40) 「国立公文書館文書」「龍谷大学」
- (41) 規定改正に関して文部省と大学との交渉が存在したことを示す興味深  
い資料を記しておく。次の資料は、大正十四年度からの学則改定につい  
て、東北帝国大学事務官から赤間文部書記官宛に提出されたものであつ  
た。
- 過般登省ノ際御協議致候本学通則案並学部規程改正案ノ更正ニ関シ本学  
各学部教授会並評議会ニ相諮詢候處大体賛成ヲ得候ヘトモ多少ノ異見モ有  
之候仍テ念ノ為メ別紙ニ更正ノ点全部逐条ニ記載シ御意見ト相違セル箇  
条ニハ説明ヲ付シ置キ候是ニテ更正完了ノコト、シ御認可ヲ得候様御取  
計被成下度候 『同前書』「東北帝国大学」
- (42) 天野郁雄「戦後の学制改革と設置認可行政」天城・慶伊編「大学設  
置基準の研究」(東京大学出版会・昭和五十二年)一〇三頁
- (43)(44) 「国立公文書館文書」「東洋大学」(3 A 9-2 134)
- (45)(46) 「同前書」「関西学院大学」(3 A 9-2 136)

第四表 早稲田大学女子学生出身校表

出身学校名	人數
東京女子大学	15
日本女子大学校	6
実践女子専門学校	5
帝国女子専門学校	3
私立聖心女子学院高等専門学校	2
津田英学塾	2
青山学院女子専門部	1
東京女子高等師範学校	1
明治大学	1
不明	3
計	39

〔「早稲田大学校友会原簿カード」より作成〕

(本学専任講師・教育学)

(47) 天野郁夫『高等教育の日本の構造』(玉川大学出版部・昭和六十一年)

第二章参考

(48) 用  
『教育審議会総会会議録』第七輯 二三頁 宣文堂書店の復刻版を使

(49) 用  
『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第十二輯 二  
○三頁

(50) 参考までに、昭和十六年度から同二十三年度までに早稲田大学学部を卒業した女子学生三十九名の出身校を示す。